

草梁倭館にみる日本人の服飾*

鄭 銀 志

1. はじめに

江戸時代の幕府の法令による衣服規制は、儉約令の一環として奢侈禁止を命じただけでなく、社会の秩序を衣服の差異によって制定しようとする身分法令でもあった。元和元年(1615)から公布され始めた武家諸法度による衣服規制は、慶応2年(1866)までの約250年間に132回も公布されており¹⁾、それが江戸期の武家社会の身分秩序維持のため、大きな役割を果たしていたことは改めて強調するまでもない。

元来、幕府の法度による衣服規制は、ほぼ全ての日本人に適用されるものであった²⁾。この原則から例外として扱われたのが朝鮮半島に存在していた日本人居留地域である倭館³⁾にみる日本人の服飾である。そこにみる日本の商人や諸役人、対馬藩の使節の服飾は日本本土のものとは若干異なっており、倭館独自の衣服の制度が適用されていた。

では、倭館で暮らす人々はどのような生活をし、どのような服装をしていたのであろうか。本研究では、17世紀から19世紀にかけて朝鮮の釜山の草梁に置かれていた倭館(いわゆる草梁倭館)にみる日本人の服飾を、まず、「対馬宗家関連資料」(以下「宗家文書」)を中心に考察し、そこから得られた成果と日朝の絵師により描かれた絵画資料「朝鮮図絵」、「倭館図」、「東萊府使接倭使図」にみる日本人の服飾を、総合的に比較・考察し、草梁倭館にみる日本人の服飾の一面を明らかにすることを試みる。

2. 外国の地に存在した唯一の日本人の町「倭館」

倭館は、中世から近世にかけて朝鮮王朝が日本の貿易商や使節を留宿させるために朝鮮国内に設置した日本人専用の居留地である。倭館は、第1期(応永30-文禄元年、世宗5-宣祖25年:1423-1592)と第2期(慶長13-明治9年、宣祖41-高宗13年:1608-1876)の

* 本研究は、財団法人日本科学協会・笹川科学研究助成により行ったもので、その成果の一部である。本稿を終えるに臨み、ご教示を賜りました日本女子大学教授小笠原小枝先生に感謝の意を捧げます。また、本研究を進めるにあたり貴重なご助言・ご教示を賜りました元関西大学教授泉澄一先生、元金沢学院大学教授美谷一夫先生、日本風俗史学会笹岡洋一先生、神埜正子先生に衷心より感謝を申し上げます。なお、貴重な史料を快く調査・利用させて下さいました慶応義塾大学教授田代和生先生、長崎県立対馬歴史民俗資料館、京都大学附属図書館、韓国国立中央博物館、韓国国立晋洲博物館、米国 University of Southern California Korean Heritage Library の方々に深甚の謝意を表す次第です。

2つに区分することができる。朝鮮前期（世宗 5-宣祖 25 年：1423-1592）には 4ヶ所に分かれ、釜山、蔚山、熊川、漢城（現在のソウル）に置かれていた。日本の使節は釜山から朝鮮の漢城まで上京し、倭館と通称される「東平館」で公式の接待を受けた。しかしながら、1592年に始まる文禄の役（壬辰倭亂）の際に、日本軍が漢城へ進撃するために利用した上京路（東路、中路、西路）が日本使節の上京時の道程であったため、漢城の東平館は慶長 14 年（光海君 1 年：1609）に閉鎖されてしまう⁴⁾。その後の日本使節の上京は、寛永 6 年（仁祖 7 年：1629）に外交僧の玄方が上京した一度の例外を除き許さず、すべての日朝外交の実務は釜山の倭館に限定されるようになる。特に、延宝 6 年（肅宗 4 年：1678）4 月に、釜山の草梁に大規模な新倭館が完成されて以来、草梁倭館は明治 9 年（高宗 13 年：1876）に日本の明治政府の外務省に接收されるまで約 200 年間（1678-1876）に亘り、日朝外交や貿易の最前線の舞台として非常に重要な役割を果たした。

草梁倭館は女人禁制の男だけの町であった。そのためそこに居留する日本人は、主に对馬藩から派遣された館守⁵⁾（館守倭）以下の裁判⁶⁾（裁判差倭）・代官⁷⁾（代官倭）の諸役人をはじめ、雑役として禁徒役の横目・目付、東向寺僧（書僧倭）、通詞（通詞倭）、館医（医倭）⁸⁾などがあり、その他、貿易や商売を目的として居住する壮年男性が多く、医学及び「朝鮮語稽古」の留学生、鷹匠、茶碗焼も数人滞在していた。倭館の内部は東館と西館に分けられている。東館は、外交貿易を担当する核心的な場所として、倭館を総括担当する館守の宿舎・執務場である館守倭家、外交交渉を担当する裁判の宿舎である裁判倭家、日朝商人により貿易が行われる場所である開市大聴、倭館の書契を専管する東向寺僧の宿舎である東向寺がある。その他、居留日本人の倭館での生活のために、对馬藩が許可した生活用品を販売する「私造家舎」である豆腐屋、酒屋、畳屋などもあり、館守以下およそ 400-500 名の日本人が常住していた。西館には、西館三大廳と呼ばれる日本使節の宿舎 3 棟があり、東大廳は第 1 船送使、中大廳は参判使、西大廳は副特送使が滞在するところである。倭館からおよそ半里（約 2 km）離れた北方面の左側には、朝鮮王の殿牌のある客舎、年例送使や参判使・裁判官などの差倭を接待する宴大廳があり、その右側には、日本使節の帰国まで応接役を務める朝鮮側の官吏の宿舎である柔遠館、訳館の宿舎である誠信堂や通事廳があった。倭館に居留する日本人達は朝鮮側の宿舎のことを、通称「坂の下」と呼んでいたが、その様子は日本人の絵師（作者未詳）が描いた絵巻「朝鮮図会」（京都大学附属図書館蔵）からも確認される（図 1）。本絵巻には享保 12 年（英祖 3 年：1727）から享保 14 年（英祖 5 年：1729）にかけて新築された誠信堂の様子をはじめ、对馬使節の参判使（大差倭）と東萊府使との会見、日朝両使の行列、龍頭山の虎狩、参判使の招宴、東萊府使の招宴、鶉狩等が描かれている。

江戸幕府は朝鮮の領土にある草梁倭館を日本図に図示したこともあり⁹⁾、鎖国の時代とも言われていた江戸時代、外国の地に存在した唯一の日本人の町である倭館を、日本の勢力圏内の一部として認識しようとする傾向も見られ、現在の国境の概念では説明することのでき

ない近世の日朝関係の多面的な様相が窺われる。倭館の面積は 10 万坪¹⁰⁾で、居住者が多いときは約 1,000 名を超える巨大な日本人町であった¹¹⁾ので、当時、日本の服飾の一面を垣間見る貴重な手がかりが得られる。本論では、釜山の草梁倭館にみる日本人の服飾に焦点を絞り、まずは宗家文書の考察から入りたい。

3. 宗家文書にみる草梁倭館での日本人の服飾

「宗家文書」は、江戸時代の対馬藩の藩主、宗家に伝わった文書のことで、なかには朝鮮との外交関係史料をはじめ、倭館の史料も多数含まれている。現在、宗家文書は長崎県立対馬歴史民俗資料館に約 36,000 点、九州国立博物館に 14,078 点¹²⁾、東京大学史料編纂所に約 3,000 点、国立国会図書館に約 1,600 点、慶應義塾図書館に約 1,000 点、東京国立博物館に約 160 点、韓国国史編纂委員会に約 28,000 点で、日本と韓国に分散して所蔵されている。以上の膨大な史料のうち、今回は雨森芳州（寛文 8-宝暦 5 年：1668-1755）の手による『裁判記録』と草梁倭館の館守が記した『和館衣服の制』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）にみる日本人の服装について詳しく取り上げてみたい。

(1) 外交使節としての対馬使節の服飾

外交使節が外国へ出行した際には、自国の国風を高揚させる行列や儀仗の行装を用いることにより、外交使節としての体面を保つのは勿論のこと、その使節が相手国ではどの位階に相当するのか、つまり、両国の使節の間で外交上の対等性（「敵礼」）が維持されるように注意を払わなければならない。とりわけ、倭館に居留した対馬藩の使節は、国と国ではなく、朝鮮国と日本国内の対馬藩という単純比較の困難な関係に置かれていたため、両国の外交儀礼を等しくすることを心掛けていたのである¹³⁾。

雨森芳洲は、江戸時代中期の儒学者である。22 歳の時から対朝鮮外交の窓口である対馬藩に仕え、みずから朝鮮語と中国語を学び、日本と朝鮮の誠信の外交に尽力した人物である。芳州が対馬使節の裁判官（小差倭）として草梁倭館に赴いたときの記録である『裁判記録』（自享保十四年己酉三月至同年六月）をみると、享保 14 年（英祖 5 年：1729）4 月 19 日に行なわれた茶礼¹⁴⁾に関し

已ノ中刻両訳方々通事を以接慰官大庁江被罷出候由申參、
追而使を以時分能候間大庁江罷出候様ニと申越候付則罷
出ル。行列左之通り。

長柄拾本	鉄炮五挺
肩助壹張	鳥毛壹本
対ノ鍵式本	④御書翰挾箱 若堂布上下
若堂四人	⑤駕籠 若堂式入布上下
持籠壹本	立傘
①扶箱壹荷	率島壹疋
沓籠	茶弁当

②自分装束布衣者風折烏帽子着、③封進侍奉者青袴侍烏帽子着。
通事式人行列先ニ立案内仕ル。

①-⑤は、筆者が便宜上付けたものである。
史料 1

て史料 1 のように記されている。

この記録をみると、裁判官以下規定の人数が隊列を組んで式場である宴大廳（大庁）に向う様子が記されている。①挾箱壹荷の記述のように、倭館から宴大廳までは約半里しか離れていない距離にもかかわらず、隊列のなかには儀式用の着替え衣服を入れる挾箱持ちの従者も含まれており、外交使節の行列として万全を期していた様子が見受けられる。対馬使節の外交儀礼における行列の人数は、正保 2 年（仁祖 23 年：1645 年）の参判使（大差倭）が初めて釜山に渡って（渡釜）¹⁵⁾以来、参判使（大差倭）は正官 1 名、都船主 1 名、封進 1 名、侍奉 2 名、半従 16 名、足軽（格倭）70 名に、裁判官（小差倭）は正官 1 名、封進 1 名、侍奉 1 名、半従 5-10 名、足軽（格倭）30-40 名に定められていた¹⁶⁾ので、人数に不足があれば好ましい印象を与えない。それゆえ行列の人数には倭館に居留していた水夫なども含まれていたのである¹⁷⁾。

次に、②自分装束布衣者風折烏帽子着の記述にみる裁判官雨森芳洲の衣冠に注目したい。雨森芳洲は布衣に風折烏帽子¹⁸⁾を被っている。布衣は、六位以下および御目見以上の者が着用する衣服で、衣服の形態が狩衣（四位の装束）と同じく盤領の袍であるが、地紋が織り出されておらず裏の付いてない無紋平絹の一重で、袖括りを撚紐とするものを指す¹⁹⁾。芳洲は元禄 15 年（肅宗 28 年：1702）と、享保 5 年（肅宗 46 年：1720）に参判使一行の都船主としても渡釜したことがあるが、そこで絵巻「朝鮮図会」のうち、宴大廳に向かう場面に描かれている都船主の服装を参照すると、布衣に風折烏帽子を被っていることが確認される（図 2）。以上のことから朝鮮との外交儀礼に用いた裁判官と都船主の装束は、同じく「布衣に風折烏帽子」であったことが認められる。

③封進侍奉者青袴侍烏帽子着の記述をみると、封進と侍奉は侍烏帽子に青袴を穿いている様子が記されている。青袴とは、狩袴ともいい、八幅の指貫に題して、六位以下の地下階級が用いる六幅の括袴を指す。封進・侍奉の侍烏帽子に青袴着用は、絵巻「朝鮮図会」からも確認される（図 3）。次に、④御書翰挾箱 若堂布上下、⑤駕籠 若堂式人布上下の記述には、布上下を装っている書翰挾箱の若堂と駕籠の若堂の様子が記されている。市岡正一著『徳川盛世録』よると、「供の侍（徒、駕籠脇・馬脇の侍）等麻上下を記す。目見以下にては侍といわず、若堂といい、上下を著せず」²⁰⁾とあり、日本国内では若堂の上下着用が禁じられていたことがわかる。しかしながら、朝鮮に赴いた対馬使節の若堂には、供の侍と同じく 1 階級上の布上下を着せることにより、外交使節の一員として遜色のないように特別な工夫がなされたのである。以上のことから倭館にみる対馬使節の服飾は、日朝外交儀礼の基本となる極めて重要な手段であったと考えられる。

(2) 倭館における衣服の制

日本本土から離れて朝鮮の地に存在した倭館では日本国内とは多少異なった独自の衣服の制が定められていた。ここでは、対馬藩の宗家文書のうち、草梁倭館の館守の手による『和

<p>① 先般御改制被仰出諸向格別之 儉素被行以付御国ニおいてハ貴賤之 無差別綿服被仰付候得共館中之 儀者異国人掛合之事故御家中之 着服左之通被仰付候尤持来之品当分 令着用儀儀者被差免候 朝鮮人掛合之節</p>	<p>② 御馬廻 大小姓</p>	<p>③ 御徒士</p>	<p>④ 大通詞町代官五人通詞朝鮮人江掛合之 節ハ着服御徒士中之服ニ準て着候義 被差免候事</p>
<p>長上下 布</p> <p>半上下 布</p> <p>裏付上下 並籠紋 棧留</p> <p>繼肩衣 緞子 紹</p> <p>夏袴 川越平 郡内平 絹平 麻平之類</p> <p>單肩衣 緞子</p> <p>上ハ衣 縮緬 籠紋 紗綾 秩父</p> <p>下々衣 右ニ準 不目立品相用事</p> <p>帷子 晒布 越後縮</p> <p>冬羽織 縮緬 籠紋 紗綾 郡内 秩父</p> <p>夏羽織 縮緬 紹</p> <p>同断</p>	<p>⑤ 館中平日之茶會室内之着服者 御国之服制堅可相守義勿論ニ然乍 館中之義日々朝鮮人入雜り役柄ニ 奇候ハは於途中任官判事商訳 等江行合候節は甚不釣合ナル義も可有之 左候ては不向ニ付館中令徘徊候節者 格々ニ應輕キ縮類袖等不目立品令 着用候儀被差免候事</p>	<p>⑥ 御料理人源氏封進被海外向掛合 之節着服御徒士中服ニ準着用被 差免候事</p> <p>御弓諸組諸下代番手等内外之差別 無之候事</p> <p>伝奉伴人御家中若堂□□ニ出候 節は羽織日野秩父上衣秩父袖下衣 右ニ準候品着用被差免候事</p>	<p>右之通去ル申年中相違無之事ながら 尚又此節別冊ニ写相違候□□可被得 基意之以上</p> <p>己未 七月 館守 御僉官中</p>

①-⑤は、筆者が便宜上付けたものである。

史料 2

館衣服の制』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）にみる衣服の制について詳しく検討して
 いきたい。以下『和館衣服の制』²¹⁾の全文を見ることにする（史料 2）。

この記録をみると、①の記述のように、当時の対馬藩の本土では儉約令が定められ、上下
 貴賤を問わず常に綿服を着るように命じられていたものの、その様子は、渡海譯官玄義洵が
 対馬の事情について述べた『純祖実録』純祖 9 年（文化 6 年：1809）己巳 12 月 2 日（丁
 亥）の記録「渡海譯官玄義洵崔昔等、以見聞別單、啓、中略、富民、無得衣錦、」²²⁾からも
 確認される。ところで、対馬藩の人々が在留する倭館では、本土での厳しい儉約令がまった
 く反映されておらず、むしろ、それとは正反対の絹物着用令が定められていたのである。そ
 の様子は、②、③にみる各職分（御馬廻、大小姓、御徒士）における衣服の制、つまり衣服
 の種別・織物別における規定から判然とされる。加えて、④、⑥の記述により、大通詞、町
 代官、五人通詞が朝鮮人との交渉に付き添う場合の服装と、御料理人が海外に向けられ、掛

け合う場合の服装は、③の「御徒士」の服装に準じていたことが読み取れる。なお、⑤の記述のように、日々朝鮮人との関わりのある倭館内では常に其々の職分に応じた軽い絹物や紬類を着るように定めることにより、倭館は単なる日本人町ではなく、異国の地に生きる日朝外交の執務場として、朝鮮人との掛け合いのある特別な場所であることを、衣服を通して示していたのである。

4. 絵画にみる草梁倭館での日本人の服飾

草梁倭館の様子を描いた作品は数少なく、現在、日本と韓国にわずか数点伝来されている。そのうち、今回は韓国の絵画史においても重要な位置を示す卞璞筆「倭館図」と作家未詳「東萊府使接倭使図」を取り上げ、草梁倭館にみる日本人の服装についてより具体的な考察を試みたい。

(1) 卞璞筆「倭館図」にみる日本人の服飾

「倭館図」(韓国国立中央博物館蔵)は、釜山東萊府の絵師(画員)・卞璞²³⁾(英祖 17-正祖 7 年以後：1741-1783 以後)が倭館の全景を鳥瞰図形式に描いたものである。制作年度は天明 3 年(正祖 7 年：1783)年の夏で、画面の大きさは縦 133 cm × 横 58.5 cm、紙本淡彩である(図 4)。本図にみる日本人の様子はかなり小さく描かれているため、衣服の細部までは識別できないが、髪型は全員共に前頭を月代にして後頭に髻を作っており、小袖に帯を締めて脇差を差している姿が多い。また、夏に描かれたためか、季節感を現す扇子を持っている姿も見受けられる(図 5、図 6)。「倭館図」にみる日本人の服飾は、前述の『和館衣服の制』に記されている「上下」や「肩衣」、「羽織」のような衣服形態とは多少異なっているともいえるが、近世日本の男性の典型的な姿である「月代」、「小袖」、「脇差」などを取り入れ、当時の倭館に常住していた日本人男性の褻姿を素朴に表現している。

ところで、日本本土から遠く離れた倭館内での衣服の調達はどのように行われたのか。ここで、草梁倭館の設立当時の様子を描いた「釜山和館工図」²⁴⁾(延宝 6 年、肅宗 4 年：1678)と設立から 105 年後に描かれた卞璞の「倭館図」を比較してみると、設立当時、前者には染家(図 7)はまだ見られない。おそらく初期における草梁倭館での衣服の調達は日本本土を通して行われたと考えられる。しかしながら、倭館での居住者の増加に従って従来の方法では倭館内での十分な衣服の調達が難しくなると推測される。ここで、対馬藩の許可の下、倭館内で特定の品を扱っていた職別の請負札に関する記録『御切手控帳上下人数定式』(元文元年、英祖 12 年：1736)を参考とすると、役職別の請負札の許可数が、仕立屋一、紺屋三²⁵⁾とあり、少なくとも 18 世紀前期には草梁倭館内に仕立屋、紺屋(染家)が造成され、不足のない衣生活が維持されたと考えられる。それを裏付けるものが「倭館図」にみる染家である(図 7)。因みに、倭館が男だけの町であったことを勘案すると、衣服の仕立ても全て男の手によるものであったと理解される。

(2) 「東萊府使接倭使図」にみる日本人の服飾

現在、日本使節を接待する様子を描いた屏風は、「東萊府使接倭使図」（韓国国立中央博物館蔵）、「釜山草梁客舎日本使節接待図屏風」²⁶⁾（韓国国立中央博物館蔵）、「釜山草梁客舎日本使節接待図屏風」²⁷⁾（東京国立博物館蔵）の3点が伝来している。これらは、韓国絵画史だけではなく、日朝対外関係史の研究においても重要な参考図となり、また、日朝服飾史の研究においても、その資料的な価値は大きい。その3点の屏風のうち、今回は「東萊府使接倭使図」を取り上げることにする。

1) 「東萊府使接倭使図」の概要及び制作年代の推定

作者未詳、または鄭敦（顯宗 12-英祖 35 年：1671-1759）筆とも言われる「東萊府使接倭使図」は、屏風にみる画風から判断し、卞璞の作品とも見なされている²⁸⁾。十曲屏風の各扇の図はいずれも紙本彩色で、画面の大きさは縦 81.5 cm × 横 460.0 cm である。本屏風の図様を右から左に眺めていくと、第 1 扇には東萊邑城の景色、第 2 扇と第 3 扇には釜山浦の景色、第 4 扇から第 7 扇にかけては豆毛浦から草梁倭館までの東萊府使の行列、第 8 扇には草梁客舎で朝鮮国王の殿牌に肅拜する対馬藩の使節、第 9 扇には訓導の執務場所である「誠信堂」の景色、第 10 扇には対馬使節のために「宴大廳」での宴会を行う光景が描かれている。

通常、本屏風の製作年度は、第 9 扇にみる「誠信堂」の造成年度²⁹⁾を根拠として、1730 年以後とされているものの、具体的な制作年代は解明されていない状況である。ここでは、本屏風の第 10 扇に画かれた朝鮮側の衣服の形態に焦点を当て、本屏風の制作年代の再検討に迫りたい。まず、第 10 扇（図 8）にみる宴大庁の東壁側には、東萊府使と釜山僉使が紗帽に常服の姿で座っているが、常服³⁰⁾は朝鮮の文武百官が執務の際に着用する胸背の付いた團領のことである。團領の襟ぐりの形態は時代により変化が見られるが、ことに、17 世紀には襟ぐりの丸みの深さが浅く（図 9）、18 世紀から 19 世紀にかけてだんだん深くなっていく。ここで **A** の團領の襟ぐりに注目してみると、襟ぐりの丸みが深くなっており（図 10）、18 世紀後半の姜世晃（肅宗 39-正祖 15 年：1713-91）肖像画にみる常服の襟ぐりの形とほぼ一致している（図 11）。この点は、18 世紀中期以前に歿した密昌君（肅宗 3-英祖 22 年：1677-1746）肖像画にみる常服の襟ぐりの形との比較からも容易に認められる（図 12）。

次に、宴大廳の中央では **B** の袖幅が狭く身頃の丈の短い回装チョゴリ³¹⁾に、襷をおおく取った丈の長いチマを装った東萊府の官妓（妓生）達が、朝鮮の伝統舞を披露している（図 13）。このようなチマ・チョゴリの形態は 18 世紀後半以後によく見られるものの、朝鮮後期の実学者李徳懋（英祖 17-正祖 17 年：1741-1793）は、彼の著書『青莊館全書』卷之三十の土小節に「時世之服。上衣太短窄。下裳太長博。服妖也。」³²⁾と記しており、その様子は朝鮮後期の風俗画、申潤福（英祖 34?-純祖 13 年以後：1758?-1813 以後）の「蕙園風俗

圖帖」(図 14) や朝鮮後期の実物資料である清衍郡主(英祖 30-純祖 21 年:1754-1821)の三回装チョゴリからも確認される(図 15)。以上のことから、本屏風の制作年代は少なくとも 18 世紀中期以後とみるのが妥当であろう。加えて参判使の渡釜時期を勘案すると、宝暦 13 年(英祖 39 年:1763)の關白生自告慶差倭、天明 8 年(正祖 12 年:1788)の通信使請退差倭、寛政 3 年(正祖 15 年:1791)の通信使議定差倭³⁹⁾のうち、ある一つの参判使一行を描いたのではないかと考えられる。

2) 「東萊府使接倭使図」にみる日本使節の服飾の考察

ここでは、主に第 10 扇にみる対馬使節の服飾に焦点を絞り考察に入りたい(図 8)。対馬の使節が渡釜すると、倭館滞在の日程に従って封進宴・下船宴・信書奉呈式である茶禮儀・上船宴が行われる。下船宴と上船宴のことを宴享議というが、第 10 扇には封進宴の肅拜式を終えた対馬の使節・参判使一行が宴大廳で宴享議に入り、東萊府使の接待を受ける場面が描かれている。ここで、『増正交隣志』³⁴⁾にみる宴享議に関する記述をみていくと、「儀如茶禮 而插花動風樂 呈妓戲 饌七味九酌訖 各於交椅前平排坐 進茶床 而通引進酒於府使前 則府使舉而送於正官 又進酒於正官 正官舉而送 於府使前 交換換飲 都船主亦如之 押物侍奉以次之 如是兩巡 釜山僉使又如之 然後 倭使於府使 僉使及訓導 別差之前 各進箱饌 行酒數巡 後府使更勸一杯以致懇懃而罷 伴從等 則跪坐南行 而不給酒饌。」とあり、第 10 扇(図 8)にみるように、両国の使臣らが外交儀礼の規定に従って宴席に臨んでいる様子が読み取れる。

宴大廳の西壁側には、C の参判使一行のうち、正官をはじめとする計 7 名(風折烏帽子を被っている横の姿 4 名・後ろ姿 3 名)の人物が描かれている(図 16)。

しかし、既に 3 の(1) 外交使節としての対馬使節の服飾で述べたように、参判使(大差倭)一行のうち要員の数は、正官 1 名、都船主 1 名、封進 1 名、侍奉 2 名の計 5 名で構成されるものの、図 16 には規定より 2 名多く描かれている。この点は前載の「朝鮮図会」(図 2、図 3)からも確認される。参判事の正官役には必ず対馬藩の年寄衆(いわゆる家老)を任命していたが、雨森芳州の對朝鮮外交指針書『交隣提醒』³⁵⁾(享保 13 年:1728)には、「御家老中六位官服被着候事正徳年ニ始り候。此義其訳有之候而之事ニ候故、此後不相替候様ニ有之度事ニ候。」³⁶⁾とあり、正徳年から家老の官服は六位のもの、つまり、布衣で定められていたことが読み取れる。なお、以上の記録より参判事の正官の装束も同じく六位官服(布衣)であったことが推察されよう。さて、規定の外交儀礼に臨む参判使の正官の姿は、日本の絵師によって描かれた絵巻「朝鮮図会」にも若干見られるが、輿に乗っている部分図に止まっているため、実際にどのような服装をしていたのか識別できない(図 17)。

ここで、図 16 にみる正官を含む 7 名の服装に注目していくと、全員風折烏帽子に垂首形式の青い衣服を装っている。両肩に紋がついていることから、五位の諸大夫の装束である大紋³⁷⁾、または、武家無位無官の装束とである素襖³⁸⁾の着装図ではないかと考えられる。そもそも大紋と素襖の衣服形態はほぼ類似しているものの(図 18 の中、右)、見慣れぬ対馬使

節の様子を描いた朝鮮の絵師は、参判使一行の職分ごとにおける官服の区別がつかず、正官以下都船主・封進・侍奉の服飾を、一概に同様のものと捉えた可能性が示唆される。ここで、正官の装束は「大紋に風折烏帽子」、都船主の装束は既に前載の図 2 で確認した「布衣に風折烏帽子」、封進と侍奉の装束は「素襖に侍烏帽子」であることを確認しておきたい。では、なぜ「東萊府使接倭使図」に描かれた対馬使節参判使の正官の装束は、『交隣提醒』（1728 年）にみる六位の官服ではなく、五位の諸大夫が装う大紋であったのか。それはおそらく参判使の正官が朝鮮の礼曹参判³⁹⁾（従二品官）宛の対馬藩主書簡を持参していたことから、また、対馬使節を迎える朝鮮側の官吏の位階が、東萊府使は文官正三品堂上官、釜山僉使は武官正三品堂上官であったことから、両国の外交儀礼上の対等性（「敵礼」）を図るために参判使の正官も規定の六位官服より 1 位階上の五位官服を着装していたのではないだろうか。その可能性は高いと思われるが、結論は保留せざるを得ない。この点に関しては、今後の課題として、さらに詳しい検討を加えたい。

次に、D にみる朝鮮の伝統芸を観覧する人々の服装は、小袖に帯を締めた様子、または小袖の上に羽織⁴⁰⁾を羽織っている様子である（図 19）。江戸後期における町人の礼服は、小袖に羽織袴を着けた姿、または小袖に羽織姿であったが、ここでは A のように日常着である小袖のみの着装図も描かれている。既に 3 の (1) 外交使節としての対馬使節の服飾でも触れたように、おそらく規定の外交儀礼における行列の人数が不足したため、至急礼服の用意できなかった何人かが含まれていたからだと考えられる。ここで、図 19 にみる B の羽織の丈に注目すると、膝よりやや上の長さであることが確認される。元文年間（1736-40）にみる羽織の丈が小袖とほぼ同じ長さであったこと⁴¹⁾、また宝暦 4、5 年（1755-56）頃から羽織の丈が再び短くなっていったことから、本屏風の第 10 扇に画かれた羽織は少なくとも宝暦 4 年（1755）以後のものだと推察される。

最後に、E の傘持ちの足軽らの服装をみていくと、垂首形式の黄色系の上衣に鼠色の股引のような長い袴を穿き、草履を履いている（図 20 の左）。上衣の場合は衣服の前後の形態が詳細に確認されないため、ここでは触れないことにする。さて、股引の着用に関して、雨森芳洲は彼の著書『交隣提醒』（享保 13 年：1728）に「日本人ハ髪を結び手洗をし股引脚半をし刀脇指をさし印籠巾着をさげ」⁴²⁾と記述しており、有職故実書である『貞丈雜記』（宝暦 13-天明 4 年：1763-84）にも「ももはばきと云うは、今のももひきの事なり。」⁴³⁾とあって、当時、股引が庶民の衣生活に広く用いられた様子が窺える。ここで足軽が穿いた長い袴と『守貞漫稿』（天保 8-嘉永 6 年：1837-53）にみる股引の図を比較してみると、大変に類似していることが見て取れる（図 20）。江戸では明和年間（1764-1771）から絹の股引のことをパッチと呼んでいたが、その語源が朝鮮語のバジ（바지）から来た⁴⁴⁾とされて興味深い。初めは絹の股引の筒の太く広いものであったが、後に下方を狭く作った⁴⁵⁾とされる。そもそも日朝における服飾文化の交流は、朝鮮側の「朝鮮通信使」と日本側の「対馬使節」による、主に男性服を中心に行われたものの、それが約 200 年間に亘り持続される上で、朝

鮮語の語原をもつパッチ（バジ：바지）がいつの間にか日本本土に定着したのではないかと考えられる。

5. 結びにかえて

以上、草梁倭館にみる日本人の服飾について、文献資料と絵画資料中心に検討を加え、当時の倭館における日本人の服飾の一面を探ってみた。それらの成果を以下にまとめておきたい。

第一に、雨森芳州の『裁判記録』にみる対馬使節の服飾は、日朝外交儀礼の基本となる極めて重要な手段として、使節一行の服装や行列の人数、儀仗の行装に至るまで細かく注意を払っており、その様子は、絵巻「朝鮮図会」（京都大学附属図書館蔵）、「東萊府使接倭使図」（韓国国立中央博物館蔵）の第 10 扇からも確認された。

第二に、日本本土では儉約令が出されているにもかかわらず、倭館内では常に絹物を着用するよう、倭館独自の『和館衣服の制』（長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵）を定めることにより、倭館は単なる日本人町ではなく、異国の地に生きる日本町、つまり、日本国を代表する日本人町として、朝鮮人との掛け合いのある特別な場所であることを、服飾を通して示していた。

第三に、卞璞筆「倭館図」（天明 3 年、正祖 7 年：1783）に描かれている「染家」は、草梁倭館の設立当時（延宝 6 年、肅宗 4 年：1678）にはまだ建設されていなかったもので、館内での居住者の増加に従い、少なくとも 18 世紀には反物を染める「染家」が造成され、倭館内で必要とされる衣服などが仕立屋で仕立てられたと推測される。このことは『御切手控帳上下人数定式』（元文元年、英祖 12 年：1736）にみる記録からも明らかである。

第四に、「東萊府使接倭使図」（韓国国立中央博物館蔵）の第 10 扇にみる対馬使節参判使一行（正官をはじめ 7 名）の服飾は、当時の対馬使節の服飾とは若干異なったものであった。それは「大紋」と「素襖」の衣服の形態がほぼ類似していたことから生じた描写上の誤りだと指摘したい。正官の装束は「大紋に風折烏帽子」、都船主の装束は「布衣に風折烏帽子」、封進と侍奉の装束は「素襖に侍烏帽子」であることを確認しておく。そこで、本来、六位の官服を装うべきである正官が五位の「大紋」を装っていたことに関しては、おそらく両国の外交上の対等性（「敵礼」）を図るためであったからと考えられる。この点に関しては今後更なる検討を加えたい。

以上のことから、草梁倭館にみる日本人の服飾は、江戸時代の朝鮮通交の基本的な理解に役立つ極めて重要な意味をもつものとして、両国の善隣関係を願う有効な表現手段として用いられたことが本論を通して理解されたと考える。

注

- 1) 士 60 回、百姓 12 回、町人 60 回で計 132 回である。（西村綏子「江戸時代における衣服規制

——変遷の概要と性格——』『家政学雑誌』vol. 31 No. 6、日本家政学会、1980年6月。

- 2) 寛永12年(1635)の武家諸法度第21条には「一、萬事如江戸之法度、~~於~~國々所々可~~遵~~行之事、(禁157)」と記されている。石井良助編『徳川禁令考——前集第一』、創文社、1959年、65頁。
- 3) 日本では「和館」とされる。
- 4) 崔永禧「草梁倭館」『朝鮮通信使』韓国国立中央博物館、三和出版社、1986年、123頁。
- 5) 倭館における対馬藩側の役人の頭。館守が倭館に常駐するようになったのは、寛永14年(1637)からである。
- 6) 対馬と釜山を往来し、外交事件の調停に当たる職分。小差倭ともいう。一般的な外交以外に、通信使の来日際に使節の迎送なども行う。
- 7) 公私貿易を専管する職分。
- 8) 格好内は朝鮮による呼付である。以下同様にする。
- 9) 享保13年(1728)2月の奥付のある日本図編成の摘要を記した『日本絵図仕立候節之覚帳』(国立公文書館内閣文庫所蔵)には、「一、対馬 朝鮮国 是は海上隔り委細吟味なりがたく候えども、壹岐国勝本浦より対馬国府中戌亥の間に当り、海上四十八里、対馬国佐須奈より朝鮮和館亥の方に当り、海上四十八里と古来より申し伝え候由二付、右方角・里数をもって日本絵図にすえ候事」とある。
- 10) 同時代の長崎の出島は約4千坪であったから、その25倍に相当する敷地である。
- 11) 国書刊行会編『通航一覽(1772年)』国書刊行会、1912-1913年参照。
- 12) 2005年の6月の時点で、日本の重要文化財として計14,078点。その内訳は印章(図書・木印)37点、朝鮮国書契・書簡16点、文書・記録類13,780点、書画・器物類200点、文書箱45点となっている。明治以降の文書など指定されなかった663点を含めると、合計14,741点にのぼる。九州博物館ホームページに拠る。
- 13) 元関西大学教授泉澄一先生のご教示に拠るものである。雨森芳洲著、泉澄一編『雨森芳洲全書三 芳洲外交関係資料書翰集』関西大学東西学術研究所、1982年、94頁；泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学東西学術研究所、1997年、185頁。
- 14) 雨森芳洲著、泉澄一編『雨森芳洲全書三 芳洲外交関係資料書翰集』関西大学東西学術研究所、1982年、94頁。
- 15) 『邊例集要』巻1、別差倭乙酉(1654)5月の記録によると、正官橘成般以下126名が渡釜した。大韓民国文教部国史編纂委員会『韓国史料叢書——邊例集要(上)』探求堂、1969年12月-1970年12月。
- 16) 洪性徳「17世紀朝・日外交使行研究」韓国全北大學校博士学位論文、全北大學校、1998年、178頁。
- 17) 泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学東西学術研究所、1997年、185頁。
- 18) 烏帽子の頂きを折りふせたもので、右折烏帽子は上皇用、左折烏帽子は地下が着用する。
- 19) 伊勢貞丈(1717-1784年)著『貞丈雜記』1巻には、「織文あるを狩衣と云い、織文なきを布衣と習わせり」と記されている。宝暦11年(1761)序の小林有之著『武家装束抄』には、「布衣右は無位の諸士ゆりて着用す。是を布衣以上の有司とす」とあり、本来は六位以下の者が着用した布衣を江戸時代には六位および無位のなかで許された者が着用し、「布衣以上」と称したこと

が窺われる。

- 20) 市岡正一『徳川盛世録（第壹編卷之壹・卷之貳、1889年刊）』平凡社、1989年、277頁。
- 21) 本文の解説は、元金沢学院大学教授美谷一夫先生、日本風俗史学会笹岡洋一先生、神埜正子先生のご教示によるものである。解説できない部分は□で表示した。
- 22) 朝鮮王朝実録 純祖実録（一）四七、影印縮刷版、国史編纂委員会、探求堂、1970年、644頁。
- 23) 第11回目（英祖40年：1764年）の朝鮮通信使の一員（第3船長）として来日した経験があり、代表作品として「釜山鎮殉節圖」、「東萊府殉節圖」（英祖36年：1760年）などが挙げられる。
- 24) 「釜山和館工図」には、館守家、開市大廳、裁判家、東大廳、中大廳、西大廳、宴享廳、關防などが描かれている。高橋章之助『宗家と朝鮮』1920年。
- 25) 田代和生『倭館——鎖国時代の日本人町』文芸春秋、2002年、150項。
- 26) 作者未詳。十曲屏風。「東萊府使接倭使図」とは異なり、第10隻に倭館の様子が描かれている。現在、韓国国立晋州博物館で保管されている。
- 27) 作者未詳。十曲屏風。画風から判断し、制作年代は19世紀と推測される。現在、日本の九州国立博物館で保管されている。
- 28) 卞璞筆「東萊府殉節圖」（英祖36年：1760年）にみる東萊城の城樓の形態と「東萊府使接倭使図」の第1扇にみる城樓の形態が類似している。李美也「釜山・慶南地域書画家に対する一考察」『博物館研究論集2』釜山博物館編、1998年、207-208頁参照。
- 29) 『誠信堂十間 内舎八間 行廊十間 歇所五間 沙器庫二間 大門一間 即訓導所処也 丁未（享保12年、英祖3年：1727）訳官玄徳潤建 有記詩距府二十七里』『東萊府誌』十七草梁公廨条。
- 30) 常服は朝鮮の文武百官が執務の際に着用する官服のことで、胸には各位階に従って胸背をつけていた。東萊府使は文官正三品堂上官の雙鶴胸背を、釜山僉使は武官正三品堂上官の雙虎胸背を付けることになっている。
- 31) 朝鮮中期から着用された女性用のチョゴリの一つ。身頃の生地の色とは異なる色でチョゴリの襟（갓）、袖先（끝동）、結び紐（고름）、脇（걸마기）を縫い飾る。飾られた部位によって、半回装チョゴリ（襟、袖先、結び紐）、または、三回装チョゴリ（襟、袖先、結び紐、脇）と呼ばれた。
- 32) 李徳懋『青莊館全書』卷之三十のマイクロフィルム、University of Southern California Korean Heritage Library 蔵。
- 33) 洪性徳、前掲書、178頁。
- 34) 純祖2年（1802）、堂上訳官・金健瑞が『通文館志』（淑宗46年：1720）中、「交隣条」を増補・編纂した外交関係書。『奎章閣叢書第六——増正交隣志』京城帝国大学法文学部、日本、1940年。
- 35) 朝鮮の風俗、慣習、外交、相好認識など54項目が収録されている。
- 36) 雨森芳洲著、泉澄一編『雨森芳洲全書三 芳洲外交関係資料書翰集』関西大学東西学術研究所、1982年、61頁。
- 37) 布直垂ともいう。紋の位置や数は不変で9つであり、腰の下には置かない。大紋の着用時、風折烏帽子を被る。
- 38) 無位で将軍に謁見する資格のある御目見以上で、かつ布衣以上に属さない者が着用する。色柄は比較的自由であり、侍帽子を被る。

- 39) 礼曹の次官、対馬藩主はこの参判と同格とされている。泉澄一『対馬藩藩儒、雨森芳州の基礎的研究』関西大学東西学術研究所、1997年、110頁。
- 40) 羽織は元来、家着であったが、だんだんと日常的に用いられ、延享の頃には多くの人が着るようになる。『寛保・延享(1741-1743、1744-1747)江府風俗志』によると、「常に羽織着す事は、呉服見世手代、定羽折にて商致事世上に移りて、いま軽き商人迄も着ざれば叶ぬにぞ成りたり。」とあり、延享(1744-1747)の頃から羽織を常に着ることが定着した様子が窺える。森鉄三・北川博邦監修『寛保延享江府風俗志——続日本随筆大成別巻八』吉川弘文館、1982年。
- 41) 西村重長(元禄6?-宝暦6年:1693?-1756)筆「きぬぎぬのわかれ」(東京国立博物館蔵)には、小袖より少し丈の短い羽織が描かれている。
- 42) 雨森芳洲著、泉澄一編『雨森芳洲全書三 芳洲外交関係資料書翰集』関西大学東西学術研究所、1982年、59頁。
- 43) 伊勢貞丈著、島田勇雄校注『貞丈雑記』1巻、平凡社、1985年、158頁。
- 44) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第16巻、小学館、1976年、321-322頁。
- 45) 安永2年(1773)当世風俗通には、「ばつち。小納戸ちや絹の両めん」と記されている。前田勇編『江戸語の辞典』講談社学術文庫、2003年、811頁参照。

図版出典

- 図1 京都大学附属図書館所蔵。
- 図2 京都大学附属図書館所蔵。
- 図3 京都大学附属図書館所蔵。
- 図4 韓国国立中央博物館蔵。『朝鮮時代通信使』韓国国立中央博物館、1986年、78頁より転載。
- 図5 図4に同じ。
- 図6 図4に同じ。
- 図7 図4に同じ。
- 図8 韓国国立中央博物館蔵。『朝鮮時代風俗畫』韓国国立中央博物館、2002年、41頁より転載。
- 図9 日本天理大学所蔵。金英淑：『韓国服飾文化事典』美術文化、1999年、225頁より転載。
- 図10 図8に同じ。
- 図11 韓国国立中央博物館蔵。
- 図12 『石宙善記念博物館第23回特別展図録』檀國大学校、2004年より転載。
- 図13 図8に同じ。
- 図14 潤松美術館蔵。文化観光部編『우리옷 이천년』美術文化、2001年、108頁より転載。
- 図15 韓国高麗大学校博物館蔵。金英淑『韓国服飾文化事典』美術文化、1999年、19頁を基に作図。
- 図16 図8に同じ。
- 図17 京都大学附属図書館所蔵。
- 図18 左：図8に同じ／中：『徳川盛世録』平凡社、1989年、259頁より転載／右：徳川美術館蔵。『日本の美術』1994年、54頁、No. 340より転載。
- 図19 左：図8に同じ／右：寺島良安『和漢三才図會(1712)』上、東京美術、1995年、366頁より転載。
- 図20 左：図8に同じ／中：「卷之十五 男服」『影印守貞漫稿』東京堂出版、1988年、276頁より転

載／右：「卷之十五 男服」『影印守貞漫稿』東京堂出版、1988年、276頁より転載。



図1 絵巻「朝鮮図会」の部分図



図2 絵巻「朝鮮図会」部分図

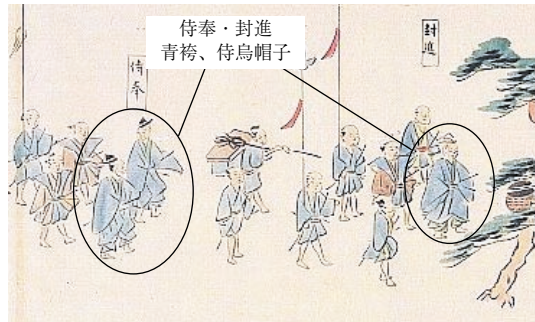


図3 絵巻「朝鮮図会」部分図

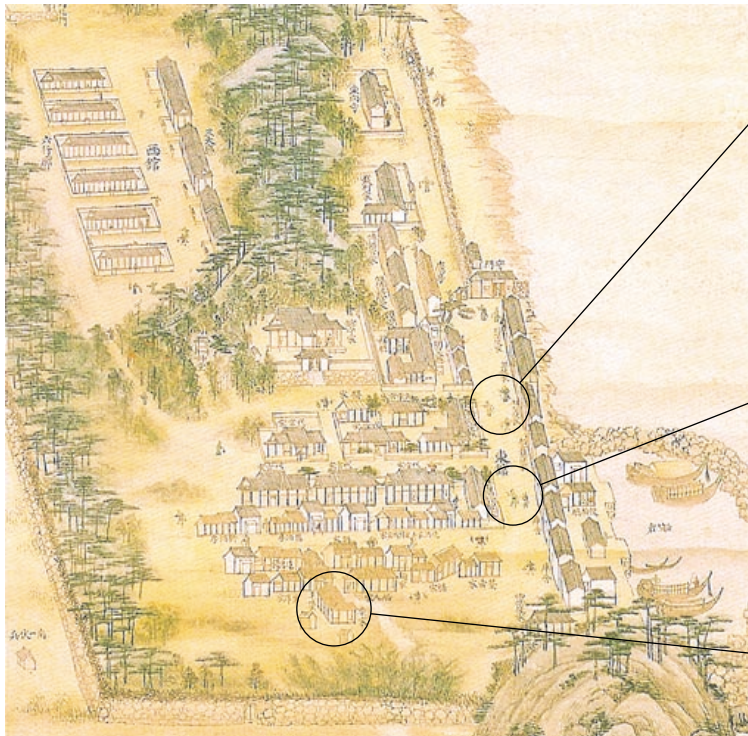


図4 卞璞筆「倭館図」の部分図



図5 日本人の服装



図6 日本人の服装



図7 染家

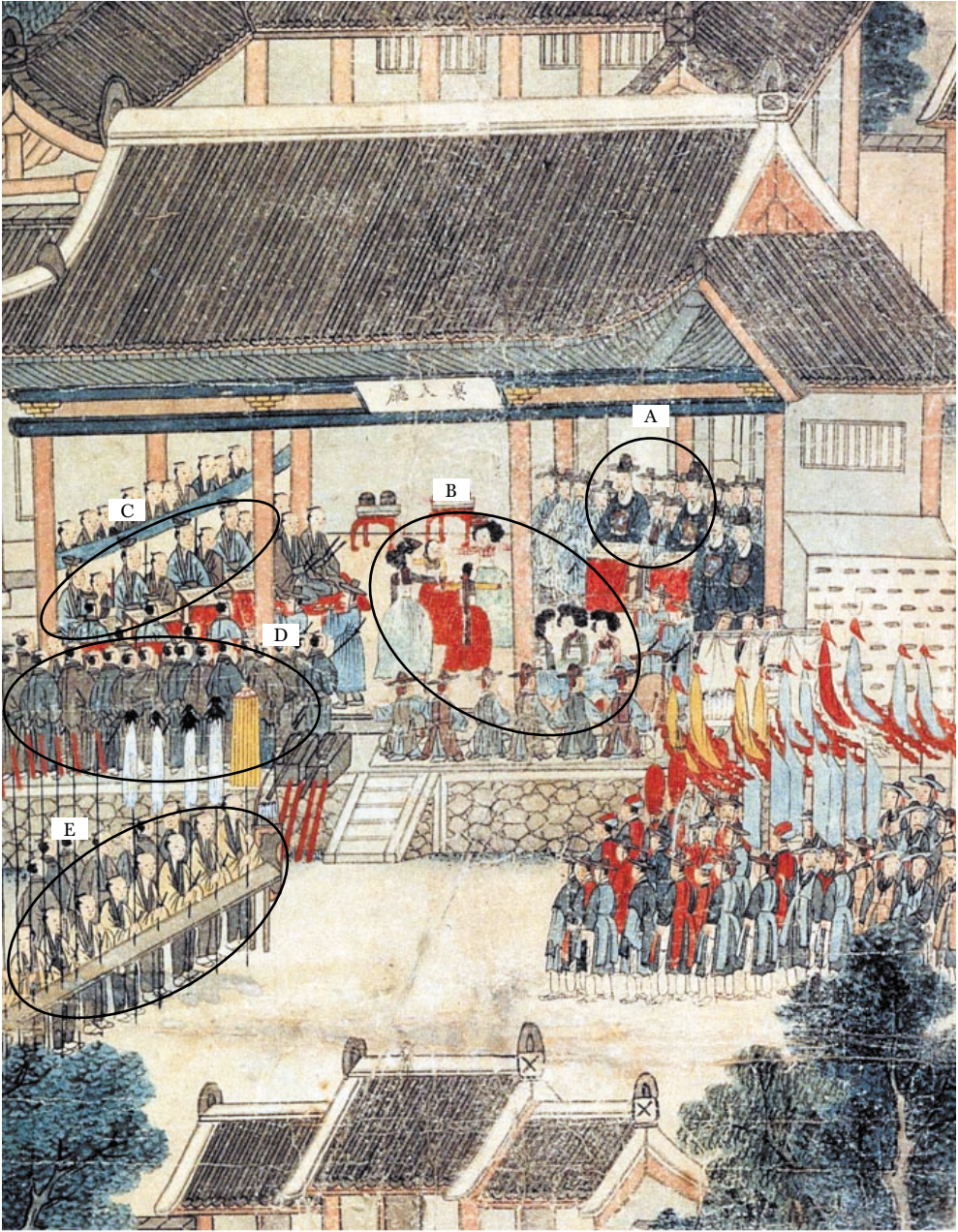


图8 「東萊府使接倭使図」第10扇図



図9 林慶業 (1594-1646) 肖像画



図10 東萊府使の常服 (図8A)



図11 姜世冕 (1713-91) 肖像画



図12 密昌君 (1677-1746) 肖像画



図13 官妓のチマ・チョゴリ (図8B)



図15 申潤福 (1758?-1813 以後) 「蕙園風俗圖帖」のうち、年小踏青の部分図

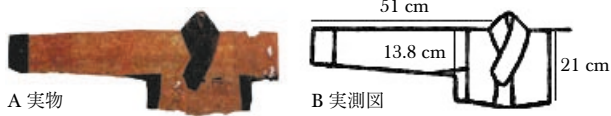


図16 清衍郡主 (1754-1821) のチョゴリの実物資料と実測図

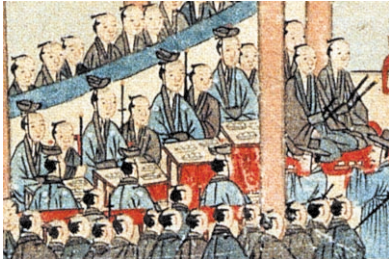


図16 「東萊府使接倭使図」第10扇にみる参判使の服飾(図8C)

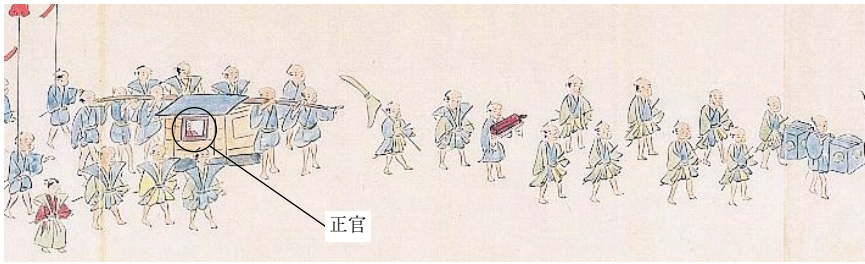


図17 絵巻「朝鮮図会」正官行列の部分図

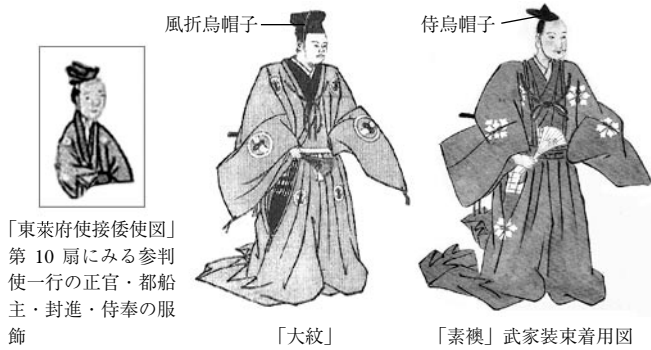


図18 「東萊府使接倭使図」第10扇にみる参判使の服飾と大紋と素襖の比較図

「東萊府使接倭使図」第10扇にみる参判使一行の正官・都船主・封進・侍奉の服飾



図19 「東萊府使接倭使図」第10扇にみる羽織と小袖の着装図(図8D)

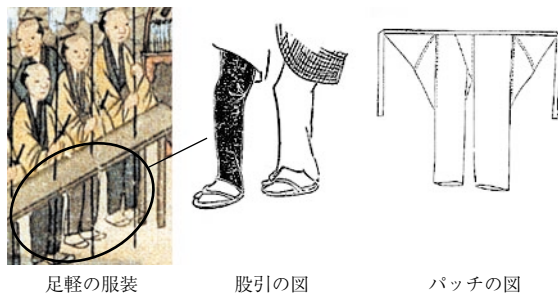


図20 「東萊府使接倭使図」第10扇にみる足軽の服装と『守貞漫稿』にみる股引・パッチの比較図(図8E)